## 事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

## 記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

- 2. 利用運送に係る運送機関の種類 航空貨物運送(宅配便事業)
- 3. 運賃及び料金 詳細は別途掲示する。
- 4. 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
東京地区、大阪地区、名古屋地区、福岡地区	TC-1, $TC-2$ , $TC-3$

5. 業務の範囲

国際運送に係る宅配便事業

6. 利用運送約款

令和元年12月17日国土交通省告示第908号標準国際利用航空運送約款を適用する。

詳細は別途掲示する。

7. 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
東京地区、大阪地区、名古屋地区、福岡地区	海外のため省略